

C2-2023-

# 政治・国際

## 専門(多肢選択式)試験問題

### 注意事項

1. 問題は **55 題(56 ページ)**あります。  
問題は必須問題 **25 題**(No. 1 ~ No.25)と選択問題 **30 題**(No.26 ~ No.55)に分かれています。選択問題については**任意の 15 題**を解答し、必須問題と合計して **40 題**を解答してください。  
なお、選択問題については、**15 題**を超えて解答しても超えた分については採点されません。
2. 答案用紙の解答欄のうち、「選択」の欄にはマークしないでください。
3. 解答時間は **3 時間 30 分**です。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

|        |       |      |    |
|--------|-------|------|----|
| 第1次試験地 | 試験の区分 | 受験番号 | 氏名 |
|        | 政治・国際 |      |    |

**指示があるまで中を開いてはいけません。**

【No. 1】 社会契約に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. T. ホッブズは、『君主論』において、人間は自己保存の権利を自然権として持つが、社会契約を結ぶことによって、この自然権は全面的に放棄されると論じた。彼は、それゆえ主権者に対する服従は絶対的であり、戦場で自分の命が危なくなっても逃亡してはならないし、主権者から死刑の宣告を受けたら、その命令を甘受しなければならないと主張した。
2. J. ロックは、名誉革命の勃発をきっかけにして『統治二論』を執筆し、政府が社会契約に違反する場合には、人民は政府を倒す権利を持つと主張して、名誉革命を正当化した。彼は、立法権が執行権に篡奪される場合と、立法府や執行府が人民の信託に違反する場合には、政府の解体に続いて社会が解体して無秩序に陥るため、その場合に人民の抵抗権が認められるとした。
3. J. - J. ルソーの社会契約論は、共同体の設立に際して、各人が等しく、自分の身体と財産を全面的に共同体に譲渡することを求めた。共同体の設立後には、各人は、私的利益とは区別される公共の利益を目指す一般意志に従うことになることとされる。
4. D. ヒュームは、人間を孤立した状態にあるものとして考察する自然状態論を「虚構」とみなし、契約に基づいて政府が樹立されるという社会契約論を否定した。彼は、それゆえ政治の基礎は人々の意見にはないので、政府は文明社会にあっても所有権を尊重したり正義を執行したりする必要はないと主張し、専制や圧政を容認した。
5. 明治政府の成立以降のおよそ半世紀の間の日本には、様々な西洋の政治論が一挙に流入した。中江兆民は、英国への留学から帰国すると、T. ホッブズの著書を漢文に翻訳して『民約訳解』として出版した。彼は、儒学の教養とホッブズの政治思想に基づいて、当時の自由民権運動を批判した。

【No. 2】 政治と権力に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. J. ボダンは、『王権論』において、宗教改革による内乱を克服するため、「国家の絶対にして永続的な権力」として主権という概念を提唱した。主権とは第一に「他人の同意なしに全ての人々又は個人に法を与える」立法権であり、法とは主権者の命令であるという。ただし、正しい統治を目指すボダンは、主権者も「法の支配」の下にあり、慣習を含む既成の法を自由に改廃できるわけではなく、主権者が権力を濫用する場合には抵抗権が生じるとした。
2. M. ヴェーバーは、国家とは「ある一定の領域で正当な物理的暴力行使の独占を要求する人間の共同体」であるとし、権力を、集団の目標達成のために構成員の義務の遂行を確保する集団の能力と捉え、それが集団の共同利益に資するという機能を果たしていることに注目した。そしてヴェーバーは、政治に携わる者は国家の持つ暴力性を十分に自覚し、権力の行使がもたらす最終的結果について断固として責任を取る覚悟、すなわち心情倫理を持たなければならないと主張した。
3. H. アレントは、権力とは人間の単に行為する能力ではなく、他者と協力して行為する能力に対応するものであって、個人の所有物ではなく、集団に属し、集団が維持される限りにおいてのみ存続すると主張した。アレントによれば、ある集団の指導者が権力の座にあるのは、その指導者が他の構成員から彼らの名において行動する権利を付与されているからであって、もしその集団が消滅すれば、その権力も失われる。
4. S. ルークスは、R. ダールらの多元主義の立場の権力観を一次元的権力観、P. バクラックとM. バラッツの、顕在化した争点に関する決定過程において誰の意見が採用されたかで権力の所在を確認する権力観を二次元的権力観と分類した。そして、ルークスは、権力には顕在化した争点の決定過程で現れるものだけでなく、争点の顕在化そのものを阻止するような「非決定の決定」という形で現れるものがあるという三次元的権力観を提唱した。
5. M. フーコーは、自らの意思に基づき合理的に行為を選択すると想定される「主体」とは、単なる擬制ではなく、国家や資本家等の特定の主体・階級の意図によって生み出されたものであると主張した。そして、フーコーによれば、現代の福祉国家では、権力作用は個人の生活環境の隅々にまで浸透しており、もはや監視も規律化もなしに、個人を特定の行動に容易に誘導できるようになっているとした。

【No. 3】 共和政や共和主義に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. アリストテレスは、権力者の数と統治内容の是非により政体を、王政と僭主政、貴族政と寡頭政、民主政と衆愚政とに分類し、政体は純粋な形ではこれらの間を循環的に変化せざるを得ず、これを回避するには、王政と貴族政と民主政を組み合わせた混合政体を樹立する必要があるとした。そして彼は、実現可能で最善の政体は貴族政と民主政との混合政体であるとし、具体的には、官職を選挙ではなく抽選で選び、その際、財産の所有を資格要件とする制度を挙げた。
2. 共和政ローマを理想とする M. キケロは、国家とは、法や正義についての合意と公共の利益に基づく人的集団であるとし、最善の国制としては、元老院を廃止した、執政官と民会を中心とする混合政体を挙げた。しかし、当時のローマは、貴族と平民との対立や抗争によって危機的状况にあったため、共和政の復興よりも平和と秩序の回復が優先されると考えた彼は、アウグストゥスの帝政を一貫して支持した。
3. 古典的共和主義とは、古代ローマの共和政に政治のあるべき姿を求める思想であり、その継承において中心的な役割を果たしたのは、モンテスキューであった。彼が『法の精神』において賞賛し、フランス国王の専制を防止するために模範としたのが、共和政ローマの、元老院の権威が中核を成す混合政体であった。また、彼の古典的共和主義思想は、英国のピューリタン革命を支える主要な理念となった。
4. J. ハリントンは、『オセアナ共和国』において、統治構造と土地所有の分布とは不可分の関係にあるとする議論を展開し、一人の君主による大土地所有は絶対王政を、少数の貴族による土地の寡占は王と貴族の混合王政を、人民によるより平等な土地所有は共和政を生み出すとした。彼は、同時代のイングランドは土地の大部分が人民により所有されている状況にあり、王政の崩壊は必然といえ、共和政樹立の条件は整っているとした。
5. 米国独立へと世論を導いた T. ペインは、政治社会を創設する社会契約を憲法制定権と捉え直し、人民主権を米国に実現しようと試みた。彼は、名誉革命以降の英国国制を自由の体制として擁護する一方で、米国のような王も貴族も存在せず、広大な領土における共和政には代表制こそがふさわしいと考えた。ただし、彼は、議会による多数者の専制を恐れ、連邦制と三権分立、議会の二院制を憲法に規定することを求めた。



【No. 4】 マスメディアと政治に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. P. ラザースフェルドらは、一般の人々は、情報をマスメディアなどから直接取得するよりも、オピニオンリーダーを介して得ているという「コミュニケーションの二段階の流れ」仮説を提示した。これは、政治等の事柄に関心を持っているオピニオンリーダーがまずマスメディアから情報を取得し、それが日常会話などのパーソナル・コミュニケーションによって周囲の人々に伝播するというものである。
2. G. アーモンドとS. ヴァーバは、米国大統領選挙においてメディアの選挙報道の内容と有権者の意識を組み合わせて分析し、メディアの強調する争点と有権者が重要と考える争点が一致する傾向があることを発見した。彼らによれば、メディアはある争点の賛否といった人々の政治的意見を形成し、又は直接変更する機能に加えて、そもそも何が重要な争点で議論されるべきかといった議題を設定する機能も持っているという。
3. 人々へのメディアの影響としては、フレーミング効果やプライミング効果がある。フレーミング効果とは、特定の問題を取り上げる量や頻度などを操作することにより、その問題が政治判断の基準となることである。また、プライミング効果とは、メディアが事象や問題を取り上げる角度や文脈に着目し、同じ事実を伝えても送り手のメディアがそれをどのような枠組みで報道するかによって情報の受け手の意見や態度が影響を受けることをいう。
4. E. ノエル＝ノイマンは、メディアの第三者効果論の一つとして「沈黙の螺旋」理論を提唱した。これによれば、メディアが特定の問題を報道し、さらにその問題について人々の見解の分布を紹介した場合、自らの意見が多数派であると認識した者は、以後、他者に任せて自ら意見を表明しようとせずに沈黙してしまう。その結果、少数派が積極的に発言するほど少数派の意見が一層強く報道されるようになるという。
5. G. ガーブナーは、政治的腐敗や政治家のスキャンダルを扇情的に取り上げるテレビ番組が、視聴者の政治不信や無関心を高める効果があるとする「涵養(培養)効果」理論を提起した。彼が実施した視聴者調査の結果によれば、このような効果は短期的であり、長期間の視聴では視聴者の慣れや飽きにより消滅してしまい、また番組内容では、ニュースなどの報道番組では認められる一方、ドラマ番組では認められなかったという。

【No. 5】 W. ライカーと P. オーデッシュックによると、有権者の投票参加に関する合理的選択モデルを以下のような方程式で表すことができる。

$$R = PB - C + D$$

ただし、Rは選挙に参加することで得られる報酬、Pは投票が選挙の結果に影響を与える主観的確率、Bは候補者(又は政党)間の期待効用差、Cは選挙に参加する費用、Dは選挙に参加することで果たされる義務感をそれぞれ表す。このモデルに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 有権者 a が選挙を接戦とみなす場合、PBが増加するため、投票に参加する可能性が高くなると考えられる。
2. 候補者 x の政策と候補者 y の政策について好ましく思う程度が同じである有権者 b は、いずれの候補者の政策についても好ましく思わない程度が同じである有権者 c と比べて、PBが大きいため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。
3. 政党 x の政策より政党 y の政策を好ましく思う有権者 d は、いずれの政党の政策についても好ましく思う程度が同じである有権者 e と比べて、PBが小さいため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。
4. アルバイトなどの用事がある有権者 f は、アルバイトなどの用事がない有権者 g と比べて、Cが小さいため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。
5. 選挙管理委員会などによる投票率向上を目指す選挙啓発に触れる機会が多い有権者 h は、Dが減少するため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。ただし、有権者 h は選挙啓発に触れることで、投票の重要性を認識するものとする。

【No. 6】 政治についての人々の意識と行動に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 投票行動の社会学的理論によると、有権者は、自らの価値観に基づいて投票先を決めており、職業、所得、教育水準といった社会階級・階層は投票行動に影響せず、候補者の公約が大きく影響するとした。この理論は、米国ミシガン大学の A. キャンベルらによって提唱された。
2. 投票行動の社会心理学的理論によると、有権者は自らの政党に対する帰属意識に基づいて投票先を決める場合が多いとされている。また、政党帰属意識は、家庭などにおける政治的社会化という過程を経て形成される。有権者がある政党に帰属意識を持つ場合、その政党は家族や周囲の人々が帰属意識を持つ政党と同じであることが多く、その政党やその政党に所属する候補者に投票しやすいといえる。
3. R. パットナムによると、垂直的な縦社会の人間関係に基づいて社会関係資本を築くことにより、コミュニティにおける相互の信頼が深まり、民主主義はうまく機能するといえる。このことは、パトロン・クライアント関係の形成により、緊密な人間関係が生まれることから分かる。
4. R. イングルハートによると、第二次世界大戦後の米国や西欧では、「言論の自由」「政治参加」「環境保護」などの脱物質主義的価値観に代わり、「国内秩序の維持」や「物価上昇の抑制」から成る物質主義的価値観が台頭し、かつての経済的な左右イデオロギーを補強したといえる。
5. 業績投票の理論によると、有権者は、野党の公約を吟味して、政権獲得可能性を考慮に入れながら、どの野党に投票するかを決めている。有権者が、ある野党 x の公約を評価するが、野党 x の政権獲得可能性が高くない場合、公約に対する評価はやや劣るが政権獲得可能性が高い別の野党 y をセカンド・ベストとして選び、投票するといえる。

【No. 7】 政治制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. J. マディソンは、モンテスキューの議論を米国に移し替えた。彼は、強力な権限を持つ連邦政府を設立すれば、権力の濫用を防ぐ制度を組み込んだとしても自由の侵害が生じると一貫して反連邦派の立場から主張し、連邦政府の役割を党派(派閥)の発生防止に限定した。
2. 熟議(討議)民主主義の代表的論者の一人である J. ハーバーマスは、熟議(討議)民主主義という回路と、代表制民主主義という回路の「二回路」を備えた民主主義を構想して、市民の熟議(討議)を議会における決定と接続することを試みた。
3. N. ポルスビーは、議会をアリーナ型と変換型に分類した。アリーナ型議会は、社会の要求に基づいて法律が作られる場としての議会を指し、変換型議会は、社会の潜在的な要求を各政党が意見に変換して争点を明示する役割を果たす議会を指す。
4. フランスは、議院内閣制と大統領制を統合した半大統領制を採用しており、大統領が国民から直接に選挙される一方で、首相は議会によって任命される。そのほかドイツ、イタリア、韓国も大統領と首相の両方が存在しており、半大統領制に分類される。
5. 日本では、大日本帝国憲法の発布と同時に内閣制度が発足した。当初、内閣職権では、閣僚間の平等性が強調されて首相のリーダーシップは弱かったが、それに代わって制定された内閣官制では、首相は他の閣僚の上位に位置付けられた。

【No. 8】 次の英文は、政党制に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A                  | B                 | C                 | D                 |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1. hegemonic party | one-party         | multi-party       | predominant-party |
| 2. hegemonic party | predominant-party | one-party         | multi-party       |
| 3. multi-party     | one-party         | predominant-party | hegemonic party   |
| 4. one-party       | hegemonic party   | multi-party       | predominant-party |
| 5. one-party       | hegemonic party   | predominant-party | multi-party       |

【No. 9】 次の英文は、集合行為論に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A          | B          | C                    |
|------------|------------|----------------------|
| 1. larger  | collective | coercion             |
| 2. larger  | private    | coercion             |
| 3. larger  | private    | voluntary enrollment |
| 4. smaller | collective | coercion             |
| 5. smaller | private    | voluntary enrollment |

【No. 10】 次の英文は、西洋政治思想史に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A                 | B         | C             |
|-------------------|-----------|---------------|
| 1. N. Machiavelli | democracy | J. Schumpeter |
| 2. N. Machiavelli | democracy | J. Rawls      |
| 3. N. Machiavelli | justice   | J. Schumpeter |
| 4. Plato          | democracy | J. Schumpeter |
| 5. Plato          | justice   | J. Rawls      |

【No. 11】 国際関係理論に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 安全保障共同体(セキュリティ・コミュニティ)とはK. ウォルツが提示した概念であり、紛争を平和的に解決することを、条約を通して約束し合った国家の集合を意味する。安全保障共同体の形成が促されるのは共通の脅威が存在するときであり、その具体例としては、19世紀半ば以降の米国とカナダ、20世紀半ば以降の西ヨーロッパ諸国や北大西洋諸国などが挙げられる。
2. 政策決定を説明する理論の一つに、意思決定者の合理性を仮定したプロスペクト理論がある。この理論によれば、人間の価値関数においては、同じ額の利得と損失があるとき前者の満足は後者の不満足よりも大きいとされる。これを応用して、政策決定者は何かを得られると感じたときには、何かを失うと感じたときよりも、冒険的で思い切った政策を採るとされる。
3. G. J. アイケンベリーは、主要な戦争が終結した後の秩序構築において、勝者であるところの大国はあえて制度的な拘束を自らに課してきたことを指摘した。これによりパワーの非対称性の状況の中で、弱小諸国を安心させて秩序の正統性を高めることができるからである。このような秩序の在り方は「国際立憲秩序」などと呼ばれている。
4. 政府と政府の間の国際交渉と、その争点に関する国内の政策決定は、しばしば、同時に行われることになる。G. アリソンはこのように二つのゲームが同時に展開する状況を「2レベルゲーム」として定式化し、国内の構成員が受入れ可能な国際合意の集合を「ウィンセット」と呼んだ。一般に、ウィンセットの幅が小さい国ほど、外交交渉で相手側から譲歩を引き出しにくい。
5. 「規範のライフサイクル」論によると、国際社会における規範は以下のような動態を見せる。第一段階は「規範の発生」であり、この段階では大国が新たな価値を他国に強制していく。第二段階は「規範の伝播」であり、徐々に多くの国に受容されていく。第三段階は「規範の衰退」であり、伝播した規範はその後に他の規範に取って代わられ、急激に衰退する。このような雪崩的な後退現象を「規範のカスケード」と呼ぶ。



【No. 12】 国際関係の理論や概念に関する次のア～エの記述と、そこで説明されている理論・概念の組合せとして最も妥当なのはどれか。

ア. 欧州連合(EU)における地域統合の進展に伴い、欧州委員会への権限は強化されていく。しかし、市民から見ると、国内で大統領や首相は選挙を通じて、いわば直接的に交代させることが可能であるのに対して、欧州委員会を直接的にコントロールすることはかなわない。欧州委員会が、EUの執行機関としてますます巨大な権限を持つようになることは、民主主義の確保という視点から見た場合、果たして適切なのか、という疑問が提示されている。

イ. 国際政治上の弱小国は安全を確保するために、同盟によって強大な国家に対抗するよりも強大な国家の側につく政策を選択する場合がある。この政策には、覇権国の側について現状維持を目指す場合と、潜在的覇権国の側について現状が打破され、潜在的覇権国が覇権国となった際にそのおこぼれにあずかろうとする場合がある。

ウ. 冷戦期にも朝鮮戦争を始めとする多くの地域紛争が実際に戦われてきた。ある研究によれば1945～90年までの2340週のうち、地球上で戦争が全くなかったのは、わずか3週間だったという。にもかかわらず、第三次世界大戦につながり得る米ソの直接的な軍事衝突や核戦争による世界の破滅が回避されたことを評価すれば、ある歴史家が述べたように、冷戦を肯定的に捉えることもできよう。

エ. 個々の意思決定主体(典型的には国家あるいはそれを対外的に代表する中央政府であるが、それらに必ずしも限定されない様々な主体)は、どのように行動選択を行うのであろうか。意思決定主体は、何らかの、しかし明確に定義された自己利益(集団の特殊利益、国益など)の実現という目的達成に適合的な行動を選択すると仮定して、国際政治を考察する分析的立場がある。

|             | ア | イ          | ウ      | エ          |
|-------------|---|------------|--------|------------|
| 1. 民主主義の赤字  |   | バンドワゴニング   | 長い平和   | 合理的選択アプローチ |
| 2. 民主主義の赤字  |   | リバランス      | 長い平和   | 国家中心アプローチ  |
| 3. 反ヨーロッパ主義 |   | ソフト・バランシング | 新冷戦    | 国家中心アプローチ  |
| 4. ポピュリズム   |   | バンドワゴニング   | 相互確証破壊 | 合理的選択アプローチ |
| 5. ポピュリズム   |   | リバランス      | 相互確証破壊 | 官僚政治アプローチ  |

【No. 13】 次のア～オは、第二次世界大戦の開始前後の国際関係に関する記述である。これらを古いものから順に並べたものとして最も妥当なのはどれか。

ア. F. ローズヴェルトと W. チャーチルが大西洋上で会談し、領土不拡大、民族自決の尊重、自由貿易の実現など国際秩序の基本原則を発表した。

イ. ドイツとソ連の間で不可侵条約が締結された。

ウ. イギリス・フランス・ドイツ・イタリアの首脳会談において、チェコスロバキアのズデーテン地方をドイツに割譲することを承認した。

エ. 日本がハワイの真珠湾を攻撃した。

オ. ドイツがポーランドに侵攻した。

1. イ→ウ→ア→オ→エ
2. イ→ウ→オ→エ→ア
3. ウ→イ→ア→オ→エ
4. ウ→イ→オ→ア→エ
5. ウ→オ→イ→エ→ア

【No. 14】 国連に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 総会は、全ての加盟国で構成される最高の意思決定機関であり、国連憲章の範囲内にある問題・事項等について討議する役割を担っている。表決に当たっては、安全保障理事会の常任理事国に対して1国2票与えられるほかは、残る全ての加盟国に等しく1国1票与えられており、問題の重要性に関係なく全ての事項について、投票数の過半数で決定する。
2. 安全保障理事会は、国際の平和・安全の維持に関する主要な責任を負い、国連加盟国は安全保障理事会の決定を受諾し履行することに同意するとされている。安全保障理事会は加盟国を拘束しない議長声明や報道声明を出すこともあるが、理事国間で意見の不一致があった場合などにはこれらの声明を出せないこともある。
3. 経済社会理事会は、安全保障理事会の全ての構成国を含む54か国から構成され、安全保障理事会の構成国以外は総会による選挙で選出される。経済、社会、文化、教育、保健などに関する研究や報告を行い、国連総会や加盟国に対して勧告を行うこととされているが、現在、民間団体との協議を認めていないため、NGOとの関係を制度化し、協議できるようにしていくことが今後の課題となっている。
4. 信託統治理事会は、国際連盟の監督下において信託統治の形で受任国が統治していた地域などのうち、国連の信託統治制度の下に置かれた地域に対し、住民の政治的・経済的進歩や自治あるいは自決を促進するという目的で設立された。国連発足時に存在した11の信託統治地域が減少する中、残された信託統治地域における住民の自治等を促進するため、施政国からの年次報告の審査や地域住民からの請願の受理・審査など、現在も複数の地域において活動を行っている。
5. 国際司法裁判所(ICJ)は、国連の主要な司法機関として国連憲章に基づき設置され、総会と安全保障理事会が選出する15人の裁判官から構成されるが、これまで地理的配分は考慮されずに選出されてきている。国連加盟国は当然に国際司法裁判所規程の当事国となるが、国連加盟国ではない国はその当事国となることはない。

【No. 15】 軍縮と平和に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 核兵器不拡散条約(NPT)は、米国、ソ連(現ロシア)、英国、フランス、中国の5か国を核兵器国とし、核兵器国以外への核兵器の拡散の防止と核軍縮等を目的とする条約である。条約の規定の遵守を確保するため、5年に1度NPT運用検討会議(再検討会議)を開催することとされている。前回の2015年の同会議の後、何度かの延期を経て2022年8月にニューヨークで開催された同会議では、前回と同様、最終文書の採択には至らなかった。
2. 国際原子力機関(IAEA)は、原子力の平和的利用促進と軍事転用防止等を目的として設立され、両分野における貢献が認められ、2005年にエルバラダイ事務局長とともにノーベル平和賞を受賞した。IAEAは、IAEA憲章及び包括的核実験禁止条約(CTBT)に基づき、非核保有国に対して保障措置(査察)を実施している。核兵器開発の疑惑があった北朝鮮は、査察の結果、保障措置協定違反とされ、1992年にIAEAは北朝鮮のNPTからの脱退勧告を決議した。
3. 1992年のB. ブトロス＝ガリ国連事務総長による『平和への課題』は、国連の紛争対応能力を向上させるための報告書であり、国連の平和機能を紛争前と紛争中に力点を置いて「予防外交」「平和創造」「平和維持」の三つに整理し、紛争後の平和構築には言及しなかった。しかし、その後、実際には国連は紛争後の平和構築のための活動を行ったところ、一定の成果を挙げたとして、2000年の『ブラヒミ・レポート』において国連による平和構築活動の縮小を発表した。
4. ソ連による長距離核戦力の強化への懸念を背景に米国は、ソ連との交渉を行い、フルシチョフ共産党書記長との間で、1987年、長距離核戦力の撤廃を規定したINF全廃条約が署名された。その後、ソ連・東欧諸国の政情不安を契機に再び米ソ間の緊張が高まったことから、条約は発効せず、冷戦期の核軍縮には課題が残った。
5. 第一次戦略兵器削減条約(START I)は、1991年、米国、ソ連、中国の3か国の核兵器を初めて制限・削減した条約であり、その後、1993年に調印・発効した第二次戦略兵器削減条約(START II)は3か国が保有する核兵器の50%を7年間で削減するものであった。2009年にSTART IIが失効したことから、2011年に新戦略兵器削減条約(新START)が発効し7年以内に戦略核弾頭数を更に削減することとされたが、本条約は履行期限の到来後、延長されずに失効した。

【No. 16】 世界の紛争に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 朝鮮戦争において米ソ間のイデオロギー対立が顕在化し、史上初めて国連平和維持活動(PKO)が展開されたが、成果を挙げることができなかった。朝鮮戦争後、自由主義陣営は北大西洋条約機構(NATO)を結成する一方、社会主義陣営はワルシャワ条約機構を結成し、世界の二極化が一層進んだ。
2. イラクによるクウェート侵攻後、米軍を中心とする多国籍軍が編成され、湾岸地域に派遣された。派遣に当たり、国連安保理は、イラク軍が期限までにクウェートから撤退しなければ、クウェート政府に協力する国連加盟国に対しあらゆる必要な手段を採る権限を付与するとの決議を採択した。この決議には拒否権を有するソ連も賛成した。
3. ソ連の崩壊により東欧諸国が混乱する中、単一の民族から成るユーゴスラビアは、近隣諸国からの内政干渉を受け、これを契機にユーゴスラビア国内で内戦が勃発した。チトー大統領の死去により内戦は更に激化したが、その後国連や NATO が関与しなかったために内戦は長期化し、最終的にユーゴスラビアは解体された。
4. ルワンダ内戦は、国際社会が紛争地の市民の保護を目的として積極的に地域の内戦に関わったケースの一つであり、国連の積極的な介入により数十万人が虐殺の危機をまぬがれた。他方、ルワンダにおいて一部発生したとされる虐殺等の危機に対し、国連は各民族による自治を尊重し、内戦時に発生した虐殺等については各国の国内法廷で裁くべきとして、ルワンダの国内法廷において審理された。
5. 2001年の9.11テロ事件を受け、米国のG. W. ブッシュ大統領は「テロとの戦い」を宣言し、アルカイダがテロを実行したとし、その根拠地であるイラクに武力攻撃を行った。「テロとの戦い」において、その勝敗は最終的に軍事的手段によって決せられることから、金融制裁や輸出管理などの非軍事的手段は重要視されておらず、軍事的手段が重要視されている。

【No. 17】 アジアにおける地域協力に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 1990年代以降アジアは域外との協力関係の発展を模索し、1996年にシンガポールのゴー・チョクトン首相の呼びかけにより、アジアとアフリカの関係強化を目指した ASEM が開催された。ASEM では政治、経済、文化といった幅広い分野で活動を行っており、首脳会合が2年ごとに開催されているが、日本、中国、韓国は参加していない。
2. 東南アジア地域における地域協力の枠組みとして、1967年にタイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピンの5か国により ASEAN が形成された。2003年、安全保障共同体、経済共同体、社会・文化共同体から成る ASEAN 共同体の実現を目指した第二 ASEAN 協和宣言が採択された。
3. 1989年、アジア太平洋地域における政治統合を目指し、キャンベラにおける閣僚会議において APEC が発足した。APEC はコンセンサス方式による合意形成や加盟国の自主性の尊重などの運営の基本原則を掲げた。米国は、APEC の発足当時東アジア諸国との貿易摩擦が激化しており、当初加盟していなかったが、1991年の中国加盟後に APEC に加わった。
4. TPP 協定は、シンガポール、中国、ニュージーランド、チリの4か国により締結された経済連携協定を原型とする、知的財産など非関税分野を含む包括的な経済連携協定である。日本は当初参加交渉に加わっていたが、米国のトランプ大統領が TPP 交渉から離脱することを表明した機会に合わせ、日本も TPP 交渉を中断した。
5. 1966年、米国のイニシアティブによりアジア開発銀行が設立された。設立に当たっては世界銀行との重複が論点になったが、世界規模の開発支援は世界銀行、アジア地域固有の事情に対するきめ細やかな支援はアジア開発銀行と役割分担が整理された。設立以降、アジア開発銀行は米国の強い影響下にあり、本部はマニラに設置され、歴代総裁は米国から選出されている。

【No. 18】 次の英文は、国際関係論における安全保障分野の国際制度に関する記述の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。なお、大文字と小文字は区別しないものとする。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A                                     | B                                  | C      |
|---------------------------------------|------------------------------------|--------|
| 1. collective security organizations  | alliances                          | NATO   |
| 2. collective security organizations  | alliances                          | the UN |
| 3. cooperative security organizations | collective security organizations  | NATO   |
| 4. alliances                          | cooperative security organizations | the EU |
| 5. alliances                          | collective security organizations  | the UN |

【No. 19】 次のア、イ、ウの英文は、国際関係に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。それぞれの文章とその著者の組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

| ア             | イ         | ウ          |
|---------------|-----------|------------|
| 1. R. Gilpin  | J. Fearon | A. Wendt   |
| 2. R. Gilpin  | H. Bull   | R. Axelrod |
| 3. J. Fearon  | A. Wendt  | H. Bull    |
| 4. R. Axelrod | J. Fearon | H. Bull    |
| 5. R. Axelrod | H. Bull   | A. Wendt   |



【No. 20】 次の英文は、国際関係の分析方法に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A             | B                   | C                      |
|---------------|---------------------|------------------------|
| 1. global     | democratic peace    | a political eco-system |
| 2. global     | hegemonic stability | an independent society |
| 3. specific   | decision-making     | an independent society |
| 4. individual | decision-making     | a self-help system     |
| 5. individual | democratic peace    | a self-help system     |

【No. 21】 次の記述は、公務員の労働基本権に関する判例について時系列で記述したものである。

下線部(1)～(5)のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

公務員の労働基本権の制限について、当初、(1)最高裁判所は、公務員は全体の奉仕者であり、公共の福祉のために一定の制約を受けるが、公務員が行う業務はその性質に鑑みれば一般の勤労者が行う業務と同様の性質を有する場合も多いとして、公務員が一般の勤労者と異なった特別な扱いを受けることは不当であり、公務員の労働基本権を制限することは原則として認められないと判示した。

その後、(2)最高裁判所は、公務員の労働基本権の制限は、労働基本権を尊重し確保する必要と国民生活全体の利益を維持増進する必要とを比較衡量して、合理性の認められる必要最小限度のものにとどめなければならないこと、制限がやむを得ない場合には、これに見合う代償措置が講ぜられなければならないことなどを判示した。

また、争議行為を禁止し、そのあおり行為等を処罰の対象としている地方公務員法の合憲性が争われた事件において、(3)最高裁判所は、地方公務員の具体的な行為が禁止の対象たる争議行為に該当するかどうかは、争議行為を禁止することによって保護しようとする法益と、労働基本権を尊重し保障することによって実現しようとする法益との比較衡量により、両者の要請を適切に調整する見地から判断することが必要であるとした上で、あおり行為等の態様や違法性の程度のニュアンスを一切否定して一律にあおり行為等を刑事罰をもって臨む違法性があるものと断定することは許されないと判示した。

その後、国家公務員法の争議行為の禁止が問題となった事件において、(4)最高裁判所は、公務員法制が労働基本権の制約に見合う代償措置として、身分、任免、服務、給与その他に関する勤務条件についての詳細な規定を設け、更に準司法機関的性格を持つ人事院を設けていることなどを指摘した上で、公務員の争議行為やそのあおり行為等を禁止するのは、国民全体の共同利益の見地からするやむを得ない制約である旨判示した。

また、人事院勧告の実施の凍結に抗議して行われた争議行為に対する懲戒処分が争われた事件において、(5)最高裁判所は、適切な代償措置の存在は公務員の労働基本権の制約が違憲とされないための重要な条件であるから、人事院勧告の実施の凍結は極めて異例な事態であり、その実施を求めて行われた争議行為に対する処分は原則として懲戒権の濫用に当たると判示した。

1. (1)、(2)、(4)
2. (1)、(2)、(5)
3. (1)、(3)、(5)
4. (2)、(3)、(4)
5. (3)、(4)、(5)

【No. 22】 人身の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法第 35 条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれる。
2. 憲法第 35 条第 1 項は、刑事責任追及の手續における強制について、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨であるため、対象となる手續が刑事責任追及を目的とするものでなければ、この規定の保障は及ばない。
3. 憲法第 37 条第 1 項は、個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合であっても、これに対処する具体的規定がない限り、審理を打ち切るという非常救済手段をとることを認めない趣旨の規定である。
4. 交通事故の際に事故の内容等を警察官に報告するよう命ずることは、刑事責任を問われるおそれのある事故の原因その他の事項についても報告義務のある「事故の内容」に含まれると解されるため、憲法第 38 条第 1 項にいう自己に不利益な供述の強要に該当する。
5. 憲法第 39 条は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」と規定しているところ、下級審における有罪判決に対し、検察官が上訴しより重い刑の判決を求めることは、被告人を二重の危険にさらすものであり、したがって、同条に違反するものである。

【No. 23】 国会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となるが、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。ただし、緊急集会において採られた措置は臨時のものであり、次の国会開会の後 10 日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。
- イ. 両議院は、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。院内とは、議員による討議が行われる議場内のことを指し、議場外の行為については、会議の運営に関連するものであったとしても、懲罰の対象とはならない。また、議員を除名するには、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の多数による議決が必要とされる。
- ウ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言がなされた場合に、国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したと認め得るような特別の事情があることを要するとするのが判例である。
- エ. 両議院の会議は、委員会も含めて公開が原則とされているが、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。秘密会の記録については、原則として公表する必要はない。
- オ. 予算案の議決について、参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、参議院は当該予算案を否決したものとみなされ、両議院の協議会を開かなければならない。両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 24】 裁判官の身分保障に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 裁判官の懲戒権は、司法府の自主性を尊重して、裁判所自身に与えられており、行政機関がこれを行行使することはできない。また、裁判官には、公の弾劾による罷免があることから、懲戒による免職はなく、停職のみが法定されている。
2. 最高裁判所の裁判官は、国民審査において投票者の多数が罷免を可とする場合及び公の弾劾による場合を除いて、罷免されることはない。
3. 裁判官が弾劾裁判所の裁判で罷免を宣告された場合に、これを不服とするときは、当該裁判官は宣告の取消しを求めて通常裁判所に出訴することができる。
4. 公の弾劾による裁判官の罷免事由は、職務執行に関するものに限られない。裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときは、職務外の私的な行為に関するものであっても、弾劾により罷免される。
5. 最高裁判所及び下級裁判所の裁判官は、全て定期的に相当額の報酬を受け、個々の裁判官が在任中に報酬を減額されることはない。また、法律で全裁判官の報酬を一律に減額することは、財政上の理由であっても、立法府による裁判官の独立の侵害となるため許されず、実際に減額された例もない。

【No. 25】 違憲審査権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 我が国の現行の制度の下では、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのが原則であるが、憲法裁判所が存在しないことから、法律命令等の合憲性に疑義が生じる場合には、具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性の判断を裁判所に求めることができる。

イ. 本人以外の権利が侵害されていることを理由として、法律等の規定の合憲性を裁判で争うことはできないが、公職選挙法において未成年者や受刑者の選挙権が制限されていることについては、その影響がこれらの者の権利の侵害に限定されないため、これらの者以外の者が選挙権の制限に係る同法の規定の違憲を主張してこれを争うことができる。

ウ. 国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民に係る最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査については、現行法上、審査権の行使を認める規定を欠いているが、国民審査の方法その他審査に関する事項の具体的決定は、原則として立法府である国会の裁量的権限に属するため、司法審査は及ばない。

エ. 裁判所の裁判は、個々の事件について具体的処置をつけるものであるから、その本質は一種の処分であり、憲法第 81 条の「一切の法律、命令、規則又は処分」にいう「処分」に含まれ、終審として最高裁判所の違憲審査権に服する。

オ. 国会議員の立法行為は、その性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、あるべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価することは、原則として許されない。また、ある法律が個人の具体的権利利益を侵害するものである場合、裁判所はその者の訴えに基づき当該法律の合憲性を判断するが、この判断は既に成立している法律の効力に関するものであり、法律の効力についての違憲審査がなされるからといって、当該法律の立法過程における国会議員の立法行為が当然に法的評価に親しむものとするとはできない。

1. ア、イ
2. イ、エ
3. ウ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

これ以下は**選択問題**です。

No. 26～No. 55 の **30 題**から**任意の 15 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 26】 官僚制についての学説と行政システムに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. M. ヴェーバーによると、近代官僚制は、職務が客観的に定められた規則に従って継続的に行われることなどから永続的な組織であり、独任制ではなく複数の構成員により意思決定を行う合議制であるとした。その上で、近代官僚制は、問題解決能力を備えた合理的な組織形態であるとする一方、様々な利害関係者との調整を要するため、迅速性に欠ける組織形態であると指摘した。
2. 稲継裕昭は、公務員の昇進管理を研究し、「二重の駒型」昇進モデルを提示した。このモデルでは採用試験の種類にかかわらず全員が一定の段階まで同様のスピードで昇進し、その後、採用試験の種類によって、昇進スピードの異なる人事管理が行われ、ピラミッド型の競争があるとされた。日本では、平成 24(2012)年に国家公務員の採用試験について総合職試験と一般職試験などという形に再編されたものの、昇進や給与について人事評価の結果を活用する仕組みは整備されなかった。
3. 大森彌は、日本の行政組織で見られる、一般的に課長以下の職員が同室で勤務し、意思疎通を重視し協力して仕事を行っているさまを大部屋主義と呼んだ。日本での研修方法の主流は一般的に職場内訓練(OJT)であり、OJT では新規採用職員に先輩職員がつき、実際の業務処理をともに行うため、大部屋での勤務は有益であるとされている。一方、欧米諸国と異なり、職務記述書に基づき職務を行う形態ではないため、組織構成員個人の職務分掌が曖昧であるという指摘もある。
4. 村松岐夫は、日本の行政の特徴として「最大動員」の概念を主張し、「規則による責任志向の管理」に対する「目標による能率志向の管理」と位置付けた。また、人員や予算、法律といった行政組織の資源がその本来の役割や機能を厳格に遵守した上で活用され、目的が最大限達成されているさまを「最大動員」と表現し、公務員数などの資源が豊富であることや、法的権限が強力であることによって日本の行政に「最大動員」がもたらされているとした。
5. 日本の行政組織における意思決定方式である稟議制は、組織末端の担当者が文書を起案し、上位者がその文書を承認していくシステムであるが、行政の非効率性の象徴であるとの批判もあった。これに対し辻清明は、意思決定方式は事案の性格により異なるとし、稟議制を稟議書型と非稟議書型に分類し、さらに稟議書型は重要事案の決定方式である順次回覧決裁型と軽易事案の決定方式である持ち回り決裁型に分類できるとし、その批判の前提には事実誤認があると主張した。

【No. 27】 NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 英国のエージェンシーは、政府が行う業務から政策の企画・立案を除いた業務の執行部門について、その業務を民間で実施できないかを検討した上で、それができない場合に設立されるものである。業務に責任を持っていた大臣が、エージェンシーの長と業務執行に関する一種の契約を取り交わすものであり、日本の独立行政法人制度の制度設計に影響を与えた。
2. 政府や地方公共団体が行っている事業について、その業務の主体を民間企業に転換し、新しく創設された民間企業に規制をかける手法を民間委託と呼ぶ。それに対して、民間企業との契約によって、それまで政府が行っていた業務を、政府が当該民間企業に金銭を払うことで実施する手法は民営化と呼ばれ、民間委託よりも容易なために地方公共団体で行われやすい。
3. PFI は、民間企業が政府や地方公共団体の資金を使って、公共性の高い民間施設の整備やその中でのサービス提供を行おうとする手法である。民間企業が整備等を行うことで、国や地方公共団体が直接実施するよりも、効果的・効率的に行うことが可能になると期待されており、例えば公立の病院の代わりに大規模な民間病院を整備するときなどに用いられている。
4. 市場化テストは、国が所管する独立行政法人が行うサービスと地方公共団体が行う全ての公共サービスについて、存廃の是非を検討した上で、残るものについて競争入札を実施するものである。これは、平成 18(2006)年に成立した公共サービス改革法で導入されたものであり、入札に当たっては、国や地方公共団体は参加できず、当該公共サービスに従事してきた職員は、落札した民間事業者の運営の下で引き続き業務に従事することになる。
5. NPM では、決定と実施を切り離した上で、決定については分権的な管理組織から階層的な官僚制組織を改めて構築し、選挙で選ばれた政治家が責任を持って意思決定に当たることが強調される。公務員に対しては以前と同様に手続による管理が重視され、公務員は規則を守ることを通じて、意思決定を行う政治家に対して責任を果たすことが求められる。



【No. 28】 高い独立性が求められる行政機関に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 国家公務員の労働基本権が制約されていることへの代償措置として、内閣人事局は、国家公務員の給与水準を民間企業の給与水準と均衡させることを基本に内閣のみに給与勧告を行っている。内閣人事局は、内閣から独立した機関として中立的な立場で民間企業の給与水準を調査しており、内閣はその勧告の取扱いを決定し、関連する法案を国会に提出する。
2. 内閣法制局は、内閣から独立した機関であり、その長である内閣法制局長官には、国会に出席して憲法や法律に関する政府解釈を示すことが求められている。内閣法制局は、内閣が提出する法案だけでなく、国会議員が提出する法案の審査も行い、その審査を通過していないものは法案として国会に提出できないものとされ、この審査によって法案の整合性などを検討している。
3. 第二次世界大戦後、強い執行力を有している警察が独善的に運用されないように、独立性の高い行政委員会である国家公安委員会を設置して警察組織を管理することとされ、警視庁が外局として置かれた。国家公安委員会委員長には国務大臣を充てることとされ、警視庁の長である警視總監は、都道府県警察に対して指揮監督を行っている。
4. 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に、原子力の利用推進機能を持つ機関と規制機能を持つ機関を分離させるために、環境省の外局として原子力規制委員会が設置された。原子力規制委員会の下には原子力規制庁が設置され、委員会が国際基準と科学的知見に沿った判断を行うことを事務局として支えている。
5. 第二次世界大戦後に設立された会計検査院は、憲法の規定によって、国会に付属して内閣の行った支出を検査することとされている。検査において、会計検査院は、行政機関が行った事業の実施状況について点検・評価を行い、必要な場合には事業を行った行政機関に対して、改善のための勧告を出すこととされている。

【No. 29】 予算・決算に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 予算が新会計年度までに成立しなかった場合には、前年度予算がそのまま新年度予算として執行されることが現行憲法上規定されているが、そうした場合に生ずる不都合を回避するため、国会の審議状況から判断して予算が新会計年度の始まる前に成立しないことが明らかなきには、内閣は、必要最小限の事務的な経費を計上した補正予算を編成し、国会に提出するのを通例としている。
2. 概算要求基準(シーリング)とは、各府省が財務省に対して概算要求をする場合の上限を前年度比として示したものであるが、各府省・政策領域ごとの予算配分が固定化されるきらいがある。このため、近年では、原則として厳しいシーリングを課しつつ、政府としての重点施策に関しては、財源に一定の枠を設け、それを特別枠として予算を組むという取組が行われている。
3. 予算提案権は国会及び内閣に認められているが、厳しい時間的制約が課されているため、実際には予算の提案は内閣のみが行っている。こうした中、各府省としても、早期に財務省に提出する概算要求を決定するため、まず各府省の大臣官房予算担当課が各局筆頭課からヒアリングを行い、次いで各局筆頭課が局内各課からヒアリングを行う、という形で迅速な意思決定を行っている。
4. 決算については、予算と同様、国会による議決が必要とされており、衆議院においては決算行政監視委員会、参議院においては決算委員会にそれぞれ付託され、議決された後、本会議に送られる。国会において、決算の審議は予算に優先して行われるため、ある年度の決算については、翌年度の予算に反映されることになるのが通例である。
5. 各府省の局・課の設置のほか、常勤職員の定員総数の最高限度や各府省ごとの定員は法律で規定されており、これらの変更については、従前、各府省は総務省行政管理局に要求をしていた。しかし、予算とも連動することなどを踏まえ、平成 26(2014)年からは予算と一括して財務省が各府省からの要求を受けて査定することとなった。

【No. 30】 次の英文は、政府が社会から調達し、活用する四つの資源に関する記述の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。A～Dに当てはまるものの組合せのうち、最も妥当なのはどれか。なお、大文字と小文字は区別しないものとし、文中の            については設問の都合上伏せてある。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A              | B           | C           | D         |
|----------------|-------------|-------------|-----------|
| 1. authority   | information | people      | moneys    |
| 2. information | authority   | moneys      | people    |
| 3. information | moneys      | authority   | people    |
| 4. moneys      | people      | information | authority |
| 5. people      | authority   | information | moneys    |

【No. 31】 次の英文は、2005年の国連における成果文書の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A                    | B                     | C        |
|----------------------|-----------------------|----------|
| 1. ethnic cleansing  | the General Assembly  | coercive |
| 2. ethnic cleansing  | the Security Council  | peaceful |
| 3. poverty           | the Security Council  | coercive |
| 4. poverty           | the Special Committee | peaceful |
| 5. natural disasters | the General Assembly  | indirect |

【No. 32】 次の英文は、国連食糧農業機関(FAO)の報告書 *The State of Food Security and Nutrition in the World 2022* の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

| A                       | B          | C         | D                |
|-------------------------|------------|-----------|------------------|
| 1. health care costs    | starved    | consumers | fiscal subsidies |
| 2. health care costs    | overweight | consumers | export controls  |
| 3. health care costs    | overweight | consumers | fiscal subsidies |
| 4. consumer food prices | starved    | farmers   | export controls  |
| 5. consumer food prices | overweight | farmers   | fiscal subsidies |

【No. 33】 次のア、イ、ウの英文は、G7サミット(主要国首脳会議)に関する記述である(一部省略又は変更している箇所がある)。これらのうち妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

1. イ
2. ウ
3. ア、イ
4. ア、ウ
5. ア、イ、ウ

【No. 34】 国際法の主体に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ベルヌ条約事件(注1)において、我が国の最高裁判所は、一般に、我が国について既に効力が生じている多数国間条約に、我が国が国家承認を与えていない国(未承認国)が加入した場合は、当該条約に基づき締約国が負担する義務が普遍的価値を有する一般国際法上の義務であるときなどを除き、当該条約上の権利義務関係を我が国と当該未承認国との間に発生させるか否かを我が国が選択することができる」と判示した。
- イ. 植民地独立付与宣言(注2)は、国連憲章が当初より法的権利として規定していた人民の自決権の効力を改めて確認し、その迅速な実現を図ったものであり、この宣言を契機として1960年代に多くの植民地が主権国家としての独立を達成した。
- ウ. 国連損害賠償事件(注3)において、国際司法裁判所は、国連のように広範な任務と権能を設立条約によって付与された国際組織は、国家と同様に、国際法によって認められた国際的な権利及び義務の全てを享有すると判示した。
- エ. 伝統的に、人権の享有主体は個人であると考えられてきたが、国連先住民族権利宣言(注4)は、先住民族が個人又は集団として、国連憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享有する権利を有するとしている。
- オ. 条約法条約(注5)は、条約締結能力を有する主体として国家のみを挙げているため、連邦国家の構成単位である州は、当該国の連邦憲法が州の権限をどのように定めているかにかかわらず、他国との間で法的拘束力のある合意を締結する能力を有しないと一般に解されている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

(注1) ベルヌ条約事件とは、「著作権侵害差止等請求事件(平成21年(受)第602号・第603号)最高裁第一小法廷2011(平成23)年12月8日判決」を指す。

(注2) 植民地独立付与宣言とは、「植民地諸国及びその人民に対する独立の付与に関する宣言」(1960年採択、国連総会決議15/1514)を指す。

(注3) 国連損害賠償事件とは、「国連の職務中に被った損害の賠償事件(国際司法裁判所)1949年4月11日勧告的意見」を指す。

(注4) 国連先住民族権利宣言とは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年採択、国連総会決議61/295)を指す。

(注5) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

【No. 35】 国際法上の領域に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. パルマス島事件(注1)において、常設仲裁裁判所は、領域主権について、その論理的帰結として、領域内において他国の権利を保護する義務を伴うと判示した。この判決を契機として、国家が自国の領域の管理に責任を負うとする学説の発展も見られたが、今日では、国連憲章に基づき、そのような考え方は領域の排他的支配権に反するものとして国際法上認められないと一般に解されている。

イ. 国家が領域を法的に取得するための権原としては、先占、添付、割譲、征服等が挙げられてきたが、国連憲章の下で、武力による威嚇及び武力の行使は違法であるとされたことから、今日では、征服は有効な領域取得の権原として認められないと一般に解されている。

ウ. リギタン・シパダン島事件(注2)において、国際司法裁判所は、当事国が提出した国家の主権的行為の存在を示す証拠を精査した上で、マレーシアが自国の名において行った活動は、数は少ないが、その性質は多様で、立法、行政、準司法的行為を含み、かなりの期間にわたり、国家機能を行使する意図を明らかにしていることなどを踏まえ、両島に対する主権はマレーシアに帰属すると判示した。

エ. 領域をめぐる紛争が存在する際には、領土の割譲や国境の画定について定める条約よりも領域支配の実効性が紛争の解決の基準として重視される。カメルーン・ナイジェリア事件(注3)において、国際司法裁判所は、係争地における領域支配の実効性と条約上設定された権原との間に抵触がある場合は前者が優先すると判示した。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

(注1) パルマス島事件とは、「パルマス島事件(常設仲裁裁判所、オランダ/米国)1928年4月4日判決」を指す。

(注2) リギタン・シパダン島事件とは、「リギタン島及びシパダン島に対する主権事件(国際司法裁判所、インドネシア/マレーシア)2002年12月17日判決」を指す。

(注3) カメルーン・ナイジェリア事件とは、「カメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界事件(国際司法裁判所、カメルーン対ナイジェリア)2002年10月10日判決」を指す。



【No. 36】 国際違法行為への対処に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ニカラグア事件(注1)において、国際司法裁判所は、武力攻撃が発生していなくとも、違法に武力が行使された場合には、その直接の被害国に加えて第三国も武力行使を伴う対抗措置をとる権利を有すると判示した。
- イ. 条約法条約(注2)によれば、他国による条約の違反を条約の終了又は運用停止の根拠として援用するためには、条約に別段の定めがない限り、当該違反が重大なものでなければならず、そのような重大な違反には、条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反が含まれる。
- ウ. 外交関係条約(注3)によれば、外交官は接受国の刑事裁判権からの免除を享有する一方、外交官の派遣国はこの免除を放棄することができ、もしそのような放棄を行わない場合には、派遣国は外交官の違法行為に起因する損害を接受国に対して賠償しなければならない。
- エ. 国家責任条文(注4)によれば、国の機関に当たらない者による行為であっても、当該行為を行うに際して、その者が国による指揮又は統制の下で行動していた場合や、国が当該行為を自己の行為として認めかつ採用した場合などには、その行為は国際法上当該国の行為とみなされる。
- オ. 環境保護に関する各種の多数国間条約で採用される不遵守手続とは、条約上の義務を履行しない国があれば直ちに懲罰的な制裁措置を課すことを特徴とする仕組みであり、これは義務違反による環境損害の発生を未然に防止することを目的としている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

(注1) ニカラグア事件とは、「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動事件(国際司法裁判所、ニカラグア対米国)1986年6月27日判決」を指す。

(注2) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

(注3) 外交関係条約とは、「外交関係に関するウィーン条約」(1961年採択)を指す。

(注4) 国家責任条文とは、「『国際違法行為に対する国の責任』に関する条文」(2001年草案採択、国連総会決議56/83添付文書)を指す。

【No. 37】 国際法上の免除に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 主権免除の制度が形成された当初は、国家が行う活動であっても、公権力の行使に当たらない非主権的行為については免除を認めない、いわゆる制限免除主義が支配的であった。その後、国家の全ての行為や財産が免除の対象となる、いわゆる絶対免除主義が国家実行として支配的になり、我が国の最高裁判所もこの立場を承認・採用するに至った。
2. 国連国家免除条約(注1)の下では、制限免除主義と絶対免除主義のいずれを採用するか判断は各締約国に委ねられているが、制限免除主義を採用する場合には、ある国家行為が主権的であるか否かを判断する基準として、当該行為の性質及び目的を等しく考慮することが義務付けられている。
3. ある国で外国を被告として裁判が行われる場合、裁判が行われる以上はその判決は実現されるべきであることから、法廷地国に存在する被告国家の財産の押収や差押えなどの強制的な執行措置を、対象財産の用途の性質に関わらず、当該外国の同意なしにとり得ることが、今日では国際的に広く認められている。
4. 外国の刑事管轄権からの国家元首の免除に関し、ピノチェト事件(注2)において、英国貴族院は、退任後の国家元首であっても、国家元首の地位にあった時に命じた拷問については外国の刑事管轄権からの免除が認められるとして、ピノチェト元チリ大統領のスペインへの引渡しを認めなかった。
5. 国連海洋法条約(注3)上、軍艦は、公海上では旗国以外の国の管轄権からの免除を享有する。これは、軍艦が外国の領海にある場合も同様であるが、同条約は、外国軍艦が沿岸国の法令を遵守せず、遵守の要請を無視した場合は、当該沿岸国は、当該外国軍艦の領海からの退去を要求することができるように定めている。

(注1) 国連国家免除条約とは、「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」(2004年採択、未発効)を指す。

(注2) ピノチェト事件とは、「Regina v. Bow Street Metropolitan Stipendiary Magistrate and others, Ex Parte Pinochet Ugarte (No. 3) (英国貴族院)1999年3月24日判決」を指す。

(注3) 国連海洋法条約とは、「海洋法に関する国際連合条約」(1982年採択)を指す。

【No. 38】 国際安全保障及び国際人道法に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. While the International Criminal Court normally exercises its jurisdiction over individuals for the most serious crimes of international concern, it may exercise its jurisdiction over a State in cases of the crime of aggression, given the significant impact of the crime on international peace and security.

イ. The Charter of the United Nations stipulates that decisions of the Security Council on non-procedural matters shall be made by an affirmative vote of nine members including the concurring votes of the permanent members; provided that a party to a dispute shall abstain from voting in any decision relating to the dispute.

ウ. In the *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons* case<sup>\*1</sup>, the International Court of Justice opined that, while a threat or use of nuclear weapons would generally be contrary to the rules of international law applicable in armed conflict, the Court cannot conclude definitively whether the threat or use of nuclear weapons would be lawful or unlawful in an extreme circumstance of self-defence, in which the very survival of a State would be at stake.

エ. In 1950, the General Assembly of the United Nations adopted a resolution called “Uniting for Peace,” which stated that if the Security Council, because of lack of unanimity of the permanent members, fails to exercise its primary responsibility for the maintenance of international peace and security in any case where there appears to be a threat to the peace, breach of the peace, or act of aggression, the General Assembly shall consider the matter immediately with a view to making appropriate recommendations to Members for collective measures.

1. ア
2. ウ
3. ア、イ
4. イ、エ
5. ウ、エ

(注)<sup>\*1</sup> *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons* case : International Court of Justice, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion of 8 July 1996

【No. 39】 委任命令に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 農地法施行令が、自作農創設特別措置法による買収農地のうち、農地法に定める自作農の創設等の目的に供しないことが相当であるとの認定をすることができる土地を、買収後新たに生じた公用等の目的に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実なものに制限していることは、農地法に基づく売払制度の趣旨に沿った売払いの認定基準を定めたものであるから、これをもって法の委任の範囲を越えた無効のものということとはできない。

イ. 銃砲刀剣類所持等取締法の規定を受けて制定された銃砲刀剣類登録規則が、文化財的価値のある刀剣類の鑑定基準として、美術品として文化財的価値を有する日本刀に限る旨を定め、この基準に合致するもののみを我が国において文化財的価値を有するものとして登録の対象にすべきものとしたことは、同法の趣旨に沿う合理性を有する鑑定基準を定めたものというべきであるから、これをもって法の委任の趣旨を逸脱する無効のものということとはできない。

ウ. 児童扶養手当法の委任に基づき児童扶養手当の支給対象児童を定める児童扶養手当法施行令が、母が婚姻によらずに懐胎した婚姻外懐胎児童を児童扶養手当の支給対象児童としながら、「(父から認知された児童を除く。)」との括弧書により父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の趣旨、目的に照らし、両者の間の均衡を欠き、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ず、当該括弧書は法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効である。

エ. 地方自治法施行令が、公職選挙法の規定の準用により、公務員につき議員の解職請求代表者となることを禁止していることは、かかる委任の根拠規定である地方自治法が、議員の解職請求に係る投票手続のみならず、これと密接に関連する当該解職請求手続についても、公務員の職務遂行の中立性を確保し手続の適正を期する観点から公職選挙法の規定の準用を認めたものであるから、その委任の範囲内の適法かつ有効なものと解すべきである。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 40】 行政行為に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師会がある医師に人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行った後に、当該指定を存続させることが公益に適合しない状態が生じ、当該指定の撤回によって当該医師の被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと認められる場合であっても、法令上その撤回について直接明文の規定がないときは、当該指定を撤回することはできない。
- イ. 原子炉の周辺に居住する住民が、当該原子炉の設置者に対しその建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起している場合であっても、当該住民が提起した当該原子炉の設置許可処分は無効確認の訴えは、適法である。
- ウ. 課税庁が行った課税処分に課税要件の根幹についての内容上の過誤があり、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に当該処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある場合には、当該処分は当然無効である。
- エ. 東京都建築安全条例所定の接道要件を満たしていない敷地上の建築物について、同条例に基づく安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために同条例所定の接道義務の違反があると主張することは許される。
- オ. 公立学校の学校施設の目的外使用を許可するか否かにつき管理者が行う判断の適否に関する司法審査は、その判断が管理者の裁量権の行使としてされたこと及び管理者がその判断において考慮すべきものとして選択した要素を前提とした上で、その判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、イ、オ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 41】 行政手続法に規定する意見公募手続等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 行政手続法は、命令等制定機関が命令等を定めるに当たっては、当該命令等が根拠法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないという一般原則を明記している。この命令等には、政令のように閣議決定により定められるものも含まれるが、その場合の命令等制定機関は、内閣ではなく、当該命令等の立案をする各大臣である。

イ. 意見公募手続を実施した結果、公示した案を同一性が失われるほど大幅に変更する必要がある場合であっても、行政手続法上、別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施することは予定されていないため、公示した案と変更した案の違いを明示して公表すれば足りる。

ウ. 行政手続法は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるときは、これを実施することを求めているが、当該命令等の制定前に意見公募手続を実施しなかった場合には、当該命令等の制定後に意見公募手続を実施しなければならないとしている。

エ. 行政手続法は、地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、意見公募手続等に関する同法の規定を適用除外としているが、他方において、同法は、地方公共団体は、命令等を定める行為に関する手続について、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。

オ. 行政手続法は、命令等制定機関が委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときであっても、当該命令等制定機関は、意思形成過程への国民の参加を十分に確保するため、自ら意見公募手続を実施しなければならないとしている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

【No. 42】 訴えの利益に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 生活保護受給権は一身専属的権利であるため、原告が死亡すると相続されないが、保護変更決定に起因して国に対する不当利得返還請求権が生ずる場合は、当該請求権の相続性は否定されない。そして、当該請求権を行使するためには、不服申立てに対する厚生大臣(当時)の変更決定を是認する裁決を取り消すことが当然の前提となるので、当該請求権を相続した者は、当該裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する。

イ. 都市計画法上の開発許可に基づく開発行為により生じるがけ崩れ等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するが、その利益は一身専属的なものであり、相続の対象とならないので、その者が死亡した場合には、取消しを求める訴えの利益は失われる。

ウ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の根底にある国家補償的配慮や健康管理手当の受給権が具体的な給付を求める権利であることを踏まえると、同法に基づく被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分の取消しを求める訴訟並びに同取消しに加えて被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものと解するのが相当である。

エ. 免職処分を受けた公務員が公職に立候補した場合、公職選挙法の規定によりその届出の日に当該公務員の職を辞したものとみなされるから、当該公務員は、仮に免職処分が取り消されたとしても、元の地位を回復することはできず、免職処分の取消しを求める訴えの利益は失われる。

オ. 免職された公務員が免職処分の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該免職処分の取消しによって回復される給料請求権等が相続の対象となり得ることから、当該公務員の相続人が当該訴訟を承継することが認められる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、ウ、エ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 43】 国家賠償法に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 公務員による一連の職務上の行為が全て同一の公共団体に属する公務員の職務上の行為によって組成され、その一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、その一連の行為のうちいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生じることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき行為者の属する公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、公共団体は、加害行為の不特定を理由として国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることはできない。

イ. 公権力の行使に当たる公務員の職務行為を理由とする国家賠償の請求については、国又は公共団体が賠償の責めに任ずるのであって、公務員が行政機関としての地位において賠償の責任を負うものではなく、また、公務員個人もその責任を負うものではない。

ウ. 公務員が客観的に職務執行の外形を備える行為をして、これによって他人に損害を加えた場合でも、その公務員が主観的には権限行使の意思を持っておらず、専ら自己の利を図る意図をもってその行為をしたものであるときは、その行為は国家賠償法第1条の職務執行には該当せず、国又は公共団体は損害賠償の責めを負わない。

エ. 社会福祉法人が設置運営する児童養護施設において、本来都道府県の有する公的な権限を委譲されて行うこととなった養育監護行為の実施に当たって、当該施設の職員が故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合、当該施設の職員による養育監護行為は、国家賠償法第1条第1項の定める公権力の行使に当たる公務員の職務行為に該当しないため、都道府県は損害賠償の責めを負わない。

オ. 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において違法性を判断すべきものであるが、規制権限の不行使と発生した損害との間に社会通念上相当な因果関係が認められるときは、国家賠償法第1条第1項の適用上違法となる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. エ、オ



【No. 44】 詐欺又は強迫による意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aが、Bの強迫により、A所有の甲土地をBに売却し、その直後にBが甲土地をCに転売し、それぞれ所有権移転登記がなされた場合、CがBの強迫の事実につき善意・無過失であったときは、Aは、Cに対し、強迫を理由とするAB間の売買契約の取消しを対抗することができない。

イ. Bが贋作の絵画甲を所有していたところ、Cが、Aに対し、甲が真作である旨欺罔し、Aは、甲を真作であると誤信してBから購入した。この場合において、BがCの詐欺の事実につき善意・有過失であったときは、Aは、Cの詐欺を理由としてBとの売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記がなされたところ、Aは、詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消したが、その後、Bが甲土地をその登記がB名義のままであることを奇貨としてCに売却した場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Cは、登記を備えなくとも甲土地の所有権の取得をAに対抗することができる。

エ. A及びBがCに対する連帯債務を負っていたところ、AがCの詐欺によりCに代物弁済をした後、詐欺を理由として代物弁済を取り消した場合、BがCの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Bは、Cに対し、代物弁済による債務の消滅を対抗することができる。

オ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記を経た後、Bの債権者であるCが甲土地上に抵当権の設定を受けた場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であっても、Aは、Bに対し、Bの詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消すことができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 45】 売買契約における手付に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. A B間の売買契約締結前の交渉段階で、買入れを希望するBが、売買についての優先交渉権を取得するために、Aに対して申込証拠金を交付した場合、この申込証拠金は、手付としての性質を有しない。

イ. A B間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主Bから売主Aに対して手付金10万円が支払われた場合、Bは、手付金10万円を放棄することによって契約の解除をすることができ、解除によってAに損害が発生したとしても、手付金の放棄とは別に、Aに対してその損害を賠償する義務を負わない。

ウ. 売買契約が締結され、その際に交付された手付の趣旨が明確にされていないときは、損害賠償額の予定としての違約手付の趣旨で交付されたものと解釈される。

エ. A B間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主Bから売主Aに対して手付金30万円が支払われた場合、Bは、手付金30万円を放棄することによって自由に契約の解除をすることができるが、A Bのいずれかが履行に着手した後は、もはや手付による解除をすることはできない。

オ. 違約手付は契約の拘束力を強める手付であるのに対し、解約手付は契約の拘束力を弱める手付であるため、趣旨が相反している。そのため、売買契約において、「契約当事者の一方が自らの債務につき不履行をしたときは、買主は手付を没収され、売主は倍額を返還する」という内容の約定があった場合、その約定は専ら損害賠償額の予定としての違約手付と捉えるべきであり、その約定に解約手付の趣旨も併せて含まれていると解することはできない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 46】 不法行為の成立要件に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 医師が適切な問診を尽くさなかったため、予防接種の接種対象者の疾病等を認識することができず、禁忌すべき者の識別判断を誤って予防接種を実施し、予防接種の異常な副反応により接種対象者が死亡した場合、当該医師は接種に際しその結果を予見し得たものであるのに過誤により予見しなかったものと推定される。

イ. Aの配偶者Bと第三者Cとが肉体関係を持った場合、A B間の婚姻関係がその当時既に破綻しているときであっても、Cは、原則として、Aの婚姻共同生活の平和の維持という権利を侵害したとみなされ、Aに対して、不法行為責任を負う。

ウ. 疾病のために死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、当該医師の過失により当時の医療水準になかったものではなかった場合、当該医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明されなくても、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されれば、当該医師は不法行為責任を負う。

エ. 責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下でない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があることから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によって子がたまたま人身に損害を生じさせた場合であっても、特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとして、当該親権者は不法行為責任を負う。

オ. 民法第715条の使用者責任が成立するためには、被用者の不法行為が使用者の事業の執行について行われたことが必要であるところ、被用者の行った取引行為が、その行為の外形からみて、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合には、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものではなく、かつ、相手方がそのことを知りながら当該取引を行い損害が生じたと認められるときであっても、原則として当該使用者は同条の使用者責任を負う。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 47】 X財とY財の2種類の財のみを消費する消費者を考える。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = x^\alpha y^{1-\alpha} \quad \left( \begin{array}{l} u : \text{効用水準} \\ x : \text{X財の消費量、} y : \text{Y財の消費量} \\ 0 < \alpha < 1 \end{array} \right)$$

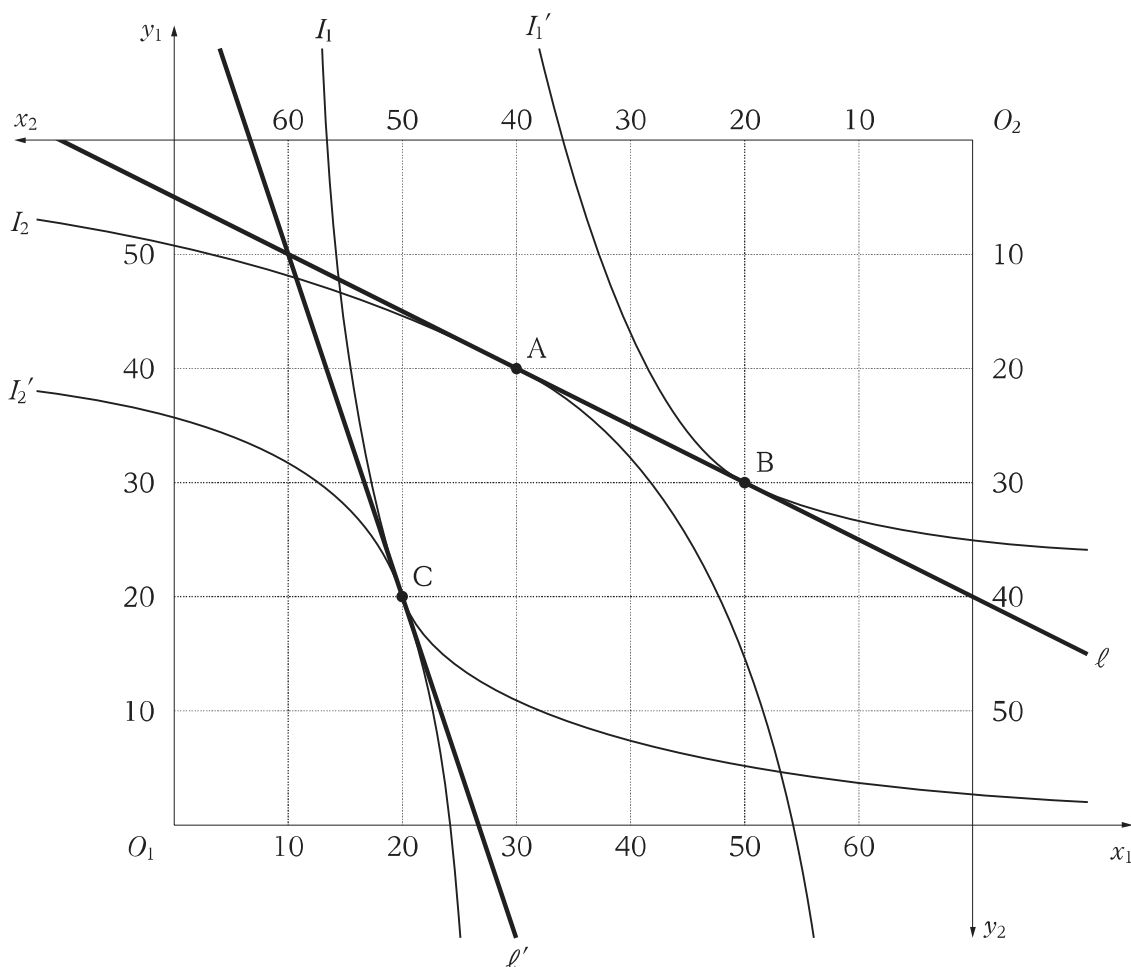
X財の価格を  $p(>0)$ 、Y財の価格を  $q(>0)$  とする。この消費者の所得を所与とすると、X財に対する需要とY財に対する需要は、それぞれ所得の関数として表される。

所得が変化するとき、最適な消費量の組合せ  $(x, y)$  の軌跡をとった曲線は「所得消費曲線」と呼ばれているが、この消費者の所得消費曲線を表す式として最も妥当なのはどれか。

1.  $y = \frac{(1-\alpha)px}{\alpha q}$
2.  $y = \frac{\alpha px}{(1-\alpha)q}$
3.  $y = \frac{(1-\alpha)qx}{\alpha p}$
4.  $y = \frac{\alpha qx}{(1-\alpha)p}$
5.  $y = \frac{\alpha q}{(1-\alpha)px}$

【No. 48】 消費者1と消費者2の2人の合理的な消費者及びX財とY財の2種類の財から成る純粋交換経済を考える。消費者1によるX財の消費量を  $x_1$ 、Y財の消費量を  $y_1$ 、消費者2によるX財の消費量を  $x_2$ 、Y財の消費量を  $y_2$  とし、図のようなエッジワース・ボックスを考える。

消費者1の初期保有はX財が10単位、Y財が50単位であり、消費者2の初期保有はX財が60単位、Y財が10単位である。また、消費者1の無差別曲線( $I_1, I_1'$ )、消費者2の無差別曲線( $I_2, I_2'$ )がそれぞれ細線で、初期保有点を通る予算制約線( $\ell, \ell'$ )がそれぞれ太線で示されている。この図では、点Aにおいて  $I_2$  は  $\ell$  に接しており、点Bにおいて  $I_1'$  は  $\ell$  に接している。さらに、点Cにおいて  $\ell'$  は  $I_1$  と  $I_2'$  の共通の接線となっている。



このエッジワース・ボックスに関する以下の記述の(ア)~(ク)に入る語句又は数字の組合せとして最も妥当なのはどれか。

X財の価格が1でY財の価格が2の場合、消費者1は (ア) 財を (イ) 単位売って (ウ) 財を (エ) 単位買おうとする。

X財の価格が3でY財の価格が1の場合、消費者2は (オ) 財を (カ) 単位売って (キ) 財を (ク) 単位買おうとする。

|    | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | (キ) | (ク) |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1. | X   | 5   | Y   | 10  | X   | 10  | Y   | 30  |
| 2. | X   | 20  | Y   | 10  | Y   | 30  | X   | 10  |
| 3. | Y   | 10  | X   | 20  | Y   | 30  | X   | 10  |
| 4. | Y   | 20  | X   | 40  | X   | 10  | Y   | 30  |
| 5. | Y   | 20  | X   | 40  | X   | 5   | Y   | 15  |

【No. 49】 インフレーションやデフレーション等に関する記述ア～オの正誤の組合せとして最も妥当なのはどれか。

ア. 一時的であっても物価上昇がみられる状態をインフレーションと呼び、我が国では1980年以降、インフレーションの状況が続いている。

イ. 天候不順による農産物の不作に伴って、加工食品の原材料が不足することに起因する物価上昇は、コストプッシュ・インフレーションと考えられる。

ウ. 消費が予想を上回って好調であることから、生産が需要に追いつかず、様々な商品の価格が上昇することは、ディマンドプル・インフレーションと考えられる。

エ. 継続的に物価が下落する状態をデフレーションと呼ぶ。デフレーションは、不況期に需要が減少した際に発生する場合もあるが、技術革新などによる企業の生産性の向上によって、生産コストが下落した際に発生する場合もある。

オ. インフレーションと不況が同時に生じている状態をスタグフレーションと呼び、我が国では、第1次石油ショック期に発生した。

|    | ア | イ | ウ | エ | オ |
|----|---|---|---|---|---|
| 1. | 正 | 正 | 誤 | 誤 | 誤 |
| 2. | 正 | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |
| 3. | 誤 | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| 4. | 誤 | 正 | 正 | 正 | 正 |
| 5. | 誤 | 誤 | 正 | 正 | 正 |

【No. 50】 財政理論に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 年金は、保険料負担と保険金給付の視点で鑑みると、主に確定給付型と確定拠出型に大別される。このうち確定拠出型とは、あらかじめ高齢期の1人当たり保険金を定める形で保険料負担を求める方式のことであり、加入者が途中で転職した場合には、それまでに拠出した保険料の実績を年金給付にそのまま反映することが困難であるという欠点が存在する。
- B. 財政の持続可能性に関する考え方の一つとして、「ドーマーの条件」がある。この条件によると、基礎的財政収支をゼロにする財政運営を続けているとき、公債利率が経済成長率よりも高ければ、公債残高対GDP比が将来的に収束する結果として、財政破綻は回避できる。ただし、公債利率が経済成長率より高い状態は、経済全体で動学的に非効率な状態である。
- C. 公共財の性質により、各人が対価を払わずに公共財を消費しようとする「フリーライダー問題」が生じる可能性が考えられるため、政府による公共財の供給が望ましいとされるケースが生まれる。公共財の最適供給が達成される条件としては、「各人にとっての公共財の限界便益の和」が「公共財の限界費用」に等しくなるという「サミュエルソンの公式」が知られている。
- D. サイモンズによって提唱された包括的所得税論に基づいた税制を実施すると、所得の源泉を区別することなく統一的な課税がなされることとなる。ただし、人々は所得を得た段階で課税されるだけでなく、その税引き後所得のうち貯蓄した分につく利子等にも課税され、二重課税の問題が生じる。

1. A, B
2. A, B, D
3. A, C
4. B, C
5. C, D



【No. 51】 我が国の財政制度に関する A～E の記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 継続費とは、歳出予算の経費のうち、性質上又は予算成立後の事由によって年度内にその支出が終わらない見込みのある経費について、翌年度に繰り越して使用することができるものである。予算の単年度主義の例外であり、国会の議決は必要としないが、財務大臣の承認を要件とする。
- B. 特別会計の設置は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、認められている。令和 3 年度の特別会計の数は、13 となっている。
- C. 法人税は、納税義務者と担税者が異なる間接税であり、各事業年度末の法人の所得を対象に累進的に課税される。また、事業年度末における資本金の額が 1 億円を超える法人に対しては、外形標準課税が導入されている。
- D. 国の歳出については、公債又は借入金以外の歳入をもって、その財源としなければならない旨が財政法第 4 条第 1 項に定められている。一方で、同項ただし書において、建設国債の発行は認められている。また、借換債の発行も可能であり、年度を超えた前倒し発行も認められている。
- E. 財政投融资は、国債の発行等で調達した資金を財源に、長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための政府による投融资活動である。財政投融资計画を構成する、財政融資・産業投資・政府保証が、それぞれ予算の各所に盛り込まれ、予算が国会の審議・議決を経ることにより、財政投融资計画は間接的に国会の議決に拘束される。

- 1. A, B
- 2. A, D
- 3. B, C, E
- 4. B, D, E
- 5. C, E

【No. 52】 我が国の財政事情に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 令和4年度の一般会計当初予算の規模は、社会保障関係費や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を上回っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すため、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備え、前年度に引き続き5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を計上している。
2. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、防衛関係費についてみると、防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や長期契約の活用等によって2兆円を超える効率化・合理化効果を実現した一方で、緊迫化する国際情勢を踏まえ、新たに南西地域の島嶼部の防衛のほか、宇宙・サイバー等の新領域の能力強化を図るための予算を計上したことから、前年度当初予算より大幅に増加し10兆円を超える規模となっている。
3. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、社会保障関係費についてみると、看護・介護・保育などの現場で働く職員の処遇改善を図るための診療報酬の改定や薬価の引上げの影響により、前年度当初予算と比較して5%以上増加し、初めて35兆円を超えている。また、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、6割を超える水準となっている。
4. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、法人税は、前年度当初予算と比較して減少したものの、消費税や所得税のほか、自動車重量税やいわゆるガソリン税に含まれる揮発油税による税収の増加から「その他」が増加したことに伴って、租税及び印紙収入の規模は前年度当初予算と同程度となっている。
5. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、公債金についてみると、予算の質の向上の観点から効率化・合理化を進めた結果、特例公債は前年度当初予算と比較して10兆円程度減少した。一方で、老朽化の進んでいる社会資本の維持管理・更新の費用を確保する理由から建設公債は増加しており、令和4年度の一般会計当初予算における公債依存度は40%を超える水準となっている。

【No. 53】 ある消費者は、所得  $I$  の下、効用が最大となるように X 財と Y 財の消費量を決める。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = xy \quad \left( \begin{array}{l} u : \text{効用水準} \\ x : \text{X 財の消費量、} y : \text{Y 財の消費量} \end{array} \right)$$

この消費者の当初の所得  $I$  は 2000 であり、X 財の価格は 100、Y 財の価格は 200 であった。

いま、次の二つの政策について考える。

政策 A : Y 財 20 単位と交換できる引換券を給付する政策

政策 B : 追加的に 4000 の所得を給付する政策

それぞれの政策を実施した場合の効用水準の変化に関する記述の組合せとして最も妥当なのはどれか。

ただし、この消費者は政策 A において給付された引換券を確実に使用し、引換券は売却できないものとする。

政策 A

政策 B

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 250 だけ高い。 |
| 2. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 350 だけ高い。 |
| 3. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |
| 4. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 450 だけ高い。 |
| 5. 当初より 400 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |

【No. 54】 次のような閉鎖経済の IS-LM 分析のモデルを考える。

$$\text{財市場均衡条件： } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数： } C = 50 + 0.8Y$$

$$\text{投資関数： } I = 250 - 20r$$

$$\text{政府支出： } G = 100$$

$$\text{貨幣市場均衡条件： } \frac{M}{P} = L$$

$$\text{名目貨幣供給量： } M = 200$$

$$\text{実質貨幣需要関数： } L = 0.4Y - 20r$$

( $Y$ : 国民所得、 $r$ : 利子率、 $P$ : 物価水準)

このモデルにおいて、政府支出  $G$  が当初の水準から 60 増加すると、クラウディング・アウトが発生する。このクラウディング・アウトを相殺するために必要となる名目貨幣供給量  $M$  の増加分として最も妥当なのはどれか。

ただし、物価水準  $P$  は 1 とする。

1. 100
2. 120
3. 140
4. 160
5. 180

【No. 55】 ある財の市場の需要関数は以下のように与えられる。

$$D = 100 - P \quad (D: \text{財の需要量}, P: \text{財の価格})$$

また、この財は独占企業により生産されており、その費用関数は以下のように与えられる。

$$C = 2x + 49 \quad (C: \text{総費用}, x: \text{財の生産量})$$

いま、政府がこの独占企業に対して限界費用価格規制を行ったとする。このとき、独占企業に発生する赤字額として最も妥当なのはどれか。

1. 0
2. 49
3. 98
4. 196
5. 245

C2-2023 政治・国際 専門（多肢選択式）

正答番号表

| No | 正答 | No | 正答 | No | 正答 |
|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 3  | 21 | 4  | 41 | 1  |
| 2  | 3  | 22 | 1  | 42 | 4  |
| 3  | 4  | 23 | 1  | 43 | 1  |
| 4  | 1  | 24 | 4  | 44 | 4  |
| 5  | 1  | 25 | 5  | 45 | 1  |
| 6  | 2  | 26 | 3  | 46 | 1  |
| 7  | 2  | 27 | 1  | 47 | 1  |
| 8  | 5  | 28 | 4  | 48 | 4  |
| 9  | 4  | 29 | 2  | 49 | 4  |
| 10 | 5  | 30 | 2  | 50 | 5  |
| 11 | 3  | 31 | 2  | 51 | 4  |
| 12 | 1  | 32 | 5  | 52 | 1  |
| 13 | 4  | 33 | 2  | 53 | 3  |
| 14 | 2  | 34 | 2  | 54 | 2  |
| 15 | 1  | 35 | 3  | 55 | 2  |
| 16 | 2  | 36 | 4  |    |    |
| 17 | 2  | 37 | 5  |    |    |
| 18 | 5  | 38 | 5  |    |    |
| 19 | 1  | 39 | 3  |    |    |
| 20 | 5  | 40 | 4  |    |    |